

平成28年度 事業活動方針

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

暴力団は、近年、伝統的資金獲得活動等に加え、関係企業や共生者等を利用し、その組織実態を隠蔽しながら、違法に獲得した資金を合法的な事業へ投資したり、威力等を利用する対価として資金を提供させたりするなど、資金獲得活動を不透明化させるとともに各種公的給付制度を悪用した詐欺や振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺等への関与を深めておりその活動分野を拡大している状況が伺われます。また、昨年、日本最大の暴力団6代目山口組が神戸山口組とに分裂し、大規模抗争の危険性が高まり社会にとって大きな脅威となっています。京都に所在する山口組系も6代目山口組と神戸山口組に分かれており昨年暮れには、祇園地区で集団示威行為をする等府民生活に対する現実の脅威となっています。

暴力追放運動推進センターは、府民の皆様と協力して暴力団等反社会的勢力の社会からの排除、弱体化に取り組んできましたが、皆様が期待している安全で住みよい社会の実現には、いまだ至っておりません。暴力団等反社会的勢力は組織を隠蔽し、新たな資金源の開拓、既存の資金源の確保等組織の生き残りをかけながらも、本来の暴力性は失わず不安と恐怖感を与えています。このような現状を厳しく受け止め関係機関、団体等の連携強化を図り、不当要求防止責任者講習、暴力相談等の充実に努め事業活動である広報、支援活動等各機能を十分に発揮し、府民の皆様からの信頼が益々高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターになるよう平成28年度の事業活動を進めていきます。

1号議案

平成28年度「事業計画（案）及び収支予算（案）」の承認について 【事業計画（案）】

| 事 業 名 | 実 施 項 目 | 事 業 内 容 |
|----------|---------------------|--|
| 1 広報啓発活動 | (1) 効果的な広報啓発活動の推進 | ○ 機関誌（会報）をはじめ、暴排条例関係小冊子、パンフレット、チラシ等の広報啓発資料を配布し、暴力団排除意識の高揚を図るとともに電照広告、インターネットＨＰの他、広報媒体の活用、行政機関等の発行する機関紙等への掲載依頼し、広報啓発活動を推進する。 |
| | (2) 府民大会等の開催 | ○ 「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」を京都府・警察本部と合同で開催し、「暴力追放功労者及び団体」の表彰を行い、府民の「安全で安心なまちづくり」の暴力団排除意識の高揚を図る。 |
| | (3) 地域大会、総会等への積極的参加 | ○ 地域・職域団体等の開催する暴力追放大会及び総会等へ参加し、各種資料等の提供を行い暴排組織のすそ野を広める。 |
| 2 組織支援活動 | (1) 地域・職域暴力追放活動への支援 | ○ 地域・職域暴力団追放団体と連携を強化とともに、その組織活動を積極的に支援、助成して地域住民と一体となった暴力団排除活動の推進を図る。 ○ 地域暴力団追放大会等に際し、暴力団排除グッズ等の貸し出し及び配布を行い、暴力団排除気運の醸成を図る。 |

| | | |
|----------|------------------------|--|
| | (2) 企業等に対する暴力団排除活動の支援 | ○ 企業や行政に対して不当要求防止責任者講習等の機会を活用して暴力団情報等を積極的に提供し、暴力団の資質、実態等の周知を図り、反社会的勢力と一切の関係遮断等暴力団排除活動の推進を図る。 |
| 3 相談活動 | (1) 積極的な相談活動 | ○ 暴力相談委員に「弁護士、少年指導委員、保護士、警察OB」を委嘱し、面接・電話等により府民からの暴力相談等を受理して、被害者の期待に応える相談活動を図る。 |
| | (2) 弁護士・警察との連携強化 | ○ 京都弁護士会（暴力追放相談委員）、組織犯罪対策第二課との連携を図り、専門的・効果的な相談活動を行い、被害の未然防止及び救済を図る。 |
| | (3) 専門委員による検討委員会 | ○ 暴力団事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が違法に害されている相談を受理した時は、国家公安委員会から適格認定を受けた当センターは、検討委員会を招集して検討（代理訴訟）、対応する。 |
| 4 少年対策事業 | 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動 | ○ 少年サポートセンターと連携して少年補導委員の研修会に参加するとともに同委員との連絡を図り被害対象少年及び保護者対策等を効果的に行い暴力団の影響排除を図る。 |
| 5 受託事業 | (1) 責任者講習の実施 | ○ 公安委員会からの委託を受けて、暴対法第14条第2項に定める事業所並びに国・地方公共団体等の行政機関が指名した不当要求防止責任者に対する暴力団等反社会的勢力への対応要領の講習を行 |

| | | |
|--------|-------------------------|---|
| | (2) 講習内容の充実 | い、反社会的勢力からの遮断を図る。 ○ 不当要求防止の教本・映像等利用した暴排ビデオなどを取り込んだ講習を行い、受講者が興味を持ち理解しやすい疑似体験型講習（ロール扮演）や事例を交えた講義を行い、真に効果の挙がる講習を図る。 |
| 6 救済事業 | (1) 被害者・協力者等に対する支援 | ○ 勇気をもって事件情報等の通報した者等を警察と連携のうえ保護支援するとともに、暴力団排除活動への貢献を称えるため、表彰等を積極的に行い暴力団排除意識の向上を図る。 |
| | (2) 訴訟費用の貸付け | ○ 警察・弁護士と連携を図り、暴力団事務所の撤去、暴力団組長に対する損害賠償請求等に際し積極的、効果的な訴訟費用の貸出しを行う。 |
| | (3) 京都犯罪被害者支援センターとの連携支援 | ○ 犯罪被害者支援センターとの連携を図り、被害者の救済支援を行うとともに経済的支援を行う。 |
| | (4) 離脱者支援活動の充実 | ○ 警察、保護司、京都刑務所等と連携して、暴力団離脱希望者に対する指導、脱退・就労支援及び保護活動を推進する一方、平成26年1月立ち上げられた「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」の関係機関と緊密な連携を図る。 |
| 7 研修事業 | (1) 全国民事介入暴力大会・研修会への参加 | ○ 弁護士会主催による「全国民事介入暴力対策全国大会」「民事介入暴力研究会」等に積極的に参加し、暴力団訴訟対策等の向上を図る。 |
| | (2) 賛助会員対象の研修会の開催 | ○ 京都弁護士会民暴非弁取締委員会、警察本部組織犯罪対策統括室と共同で賛助会員に対する研修 |

| | | |
|----------|--------------------------------|--|
| | | 会を開催する。 |
| 8 調査研究活動 | (1) 暴力団情報の収集等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域及び職域団体等の大会、総会等の活動及び相談事業等あらゆる活動を通じて、暴力団に関する各種情報の収集、暴力団排除活動等に関する意見・要望等を把握し、各種事業への反映を図る。 |
| | (2) 全国センター及び近畿センター等との連携した事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国センター及び近畿センター主催の研修会等に積極的に参加し、事業活動に反映させる。 ○ 全国センター等の会報等に紹介されている効果的活動については、積極的に視察、情報交換、資料活用を図り、当センター事業に反映させる。 |
| 9 その他 | (1) 職場環境の整備等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年2月27日国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けた当センターは、相談・講習事業をはじめとした各種事業は益々複雑多様化しており、職員への負担の増加が予想され、職場環境の安全・安心整備が不可欠であり、事務所の移転をめざす。 |
| | (2) 相談員等の待遇改善 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現下の経済情勢等により相談員等の待遇を改善します。 |